

四半期報告書

(第31期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社ファンケル

(E01046)

第31期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成23年2月14日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ファンケル

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	41
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	42

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第31期第3四半期
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ファンケル

【英訳名】 FANCL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 成松 義文

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 島田 和幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地1

【電話番号】 045(226)1200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理本部長 島田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第30期 第3四半期 連結累計期間	第31期 第3四半期 連結累計期間	第30期 第3四半期 連結会計期間	第31期 第3四半期 連結会計期間	第30期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	76,662	71,885	28,978	26,109	99,536
経常利益	(百万円)	6,760	5,443	3,657	2,982	9,181
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,064	2,758	1,522	1,781	4,306
純資産額	(百万円)	—	—	76,771	78,563	77,596
総資産額	(百万円)	—	—	101,358	93,291	92,983
1株当たり純資産額	(円)	—	—	1,169.14	1,204.04	1,188.32
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	49.03	42.48	23.45	27.44	68.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	48.93	42.38	23.40	27.36	68.11
自己資本比率	(%)	—	—	74.9	83.8	83.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,274	3,648	—	—	10,531
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,783	△2,526	—	—	△3,555
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	469	△2,241	—	—	431
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	—	—	32,894	23,840	25,010
従業員数	(名)	—	—	2,674	1,302	1,286

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 第30期第3四半期連結会計期間において当社の連結子会社でありましたFantastic Natural Cosmetics Limitedおよびその連結子会社1社ならびにFantastic Natural Cosmetics (China) Limitedおよびその連結子会社2社が、第30期第4四半期連結会計期間開始日より連結の範囲から除外されたため、第31期第3四半期連結会計期間では売上高、総資産額および従業員数等が減少しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当企業集団（当社および当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当社は平成22年3月期第4四半期連結会計期間開始日より、当社の化粧品および栄養補助食品を販売しております香港・中国の販売代理店2社を持分法適用関連会社としておりましたが、当第3四半期連結会計期間開始日より当該2社を持分法適用の範囲から除外しております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において当社の化粧品および栄養補助食品を販売しておりますFantastic Natural Cosmetics Limited および Fantastic Natural Cosmetics (China) Limitedについて、当社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこととなったため、当第3四半期連結会計期間開始日より、持分法適用の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,302(1,889)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	729(1,311)
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
化粧品関連事業	13,140	—
栄養補助食品関連事業	8,569	—
その他	1,798	—
合計	23,507	—

- (注) 1 金額は、販売価格で表示しております。
2 生産実績には、見本品等を含んでおります。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

主に見込み生産を行っておりますので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
化粧品関連事業	12,992	—
栄養補助食品関連事業	8,129	—
その他	4,986	—
合計	26,109	—

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主要な販売先の記載については、販売先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当企業集団が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社は平成22年3月期第4四半期連結会計期間開始日より香港・中国の販売代理店2社を持分法適用関連会社としておりましたが、当第3四半期連結会計期間開始日より当該2社を持分法適用の範囲から除外しております。

なお、業績の状況においては前年同期に当該2社およびその連結子会社3社を連結していたことから、より実態に即した分析を行うため、当該2社およびその連結子会社3社を連結していなかった前提（以下、「旧基準」という。）に組み替えて比較しております。

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費および設備投資が持ち直してはいるものの輸出は弱含んでおり、生産も輸送機械工業などを中心に減少するなど、足踏み状態が続いております。

当第3四半期連結会計期間の売上高は、化粧品関連事業およびその他が前年同期を下回ったものの、栄養補助食品関連事業が大幅な増収となり、全体では26,109百万円（前年同期比1.3%増）となりました。損益面では、マーケティング費用を増加させたものの、栄養補助食品関連事業の採算性向上などにより、営業利益は2,963百万円（前年同期比2.0%増）、経常利益は2,982百万円（前年同期比1.9%増）、四半期純利益は1,781百万円（前年同期比5.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

※第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しておりますが、セグメント区分および売上高、営業損益の測定方法は従来と同一であります。

① 化粧品関連事業

売上高

化粧品関連事業の売上高は12,992百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

	平成22年3月期 前第3四半期連結会計期間 (旧基準)		平成23年3月期 当第3四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ファンケル化粧品	10,070	77.4	10,061	77.5	△0.1
アテニア化粧品	2,491	19.2	2,524	19.4	1.3
その他	440	3.4	405	3.1	△7.8
合計	13,002	100.0	12,992	100.0	△0.1

	平成22年3月期 前第3四半期連結会計期間 (旧基準)		平成23年3月期 当第3四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	7,020	54.0	7,059	54.3	0.6
店舗販売	4,159	32.0	3,857	29.7	△7.3
卸販売他	707	5.4	668	5.2	△5.5
海外	1,114	8.6	1,406	10.8	26.3
合計	13,002	100.0	12,992	100.0	△0.1

・ファンケル化粧品

平成22年4月にリニューアル発売した「無添加アクネケア」シリーズが好調だったほか、「マイルドクレンジングオイル」も堅調に推移し、前年並みの10,061百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

・アテニア化粧品

新発売した新スキンケアライン「メディチューン」および「インナーエフェクター ベーシックスキンケア」が堅調に推移し、2,524百万円（前年同期比1.3%増）と平成21年3月期第2四半期以来、9四半期振りに前年同期に対し増収となりました。

・販売チャネル別

通信販売は7,059百万円（前年同期比0.6%増）、店舗販売は3,857百万円（前年同期比7.3%減）、卸販売他は668百万円（前年同期比5.5%減）、海外は1,406百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

営業損益

損益面では、アテニア化粧品の新スキンケアラインの発売によるマーケティング費用の増加により、営業利益は2,422百万円（前年同期比6.0%減）となりました。

② 栄養補助食品関連事業

売上高

栄養補助食品関連事業の売上高は8,129百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

	平成22年3月期 前第3四半期連結会計期間 (旧基準)		平成23年3月期 当第3四半期連結会計期間		伸び率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
通信販売	3,339	45.4	3,547	43.6	6.3
店舗販売	1,906	25.9	1,998	24.6	4.8
卸販売他	1,503	20.5	2,001	24.6	33.1
海外	603	8.2	581	7.2	△3.6
合計	7,352	100.0	8,129	100.0	10.6

・製品面

TVCM等のプロモーションを展開したダイエットサプリメント「カロリミット」が計画を大幅に上回る実績を残したことに加え、中高年のお客様向けサプリメントも堅調に推移し、8,129百万円（前年同期比10.6%増）となりました。

・販売チャネル別

通信販売は3,547百万円（前年同期比6.3%増）、店舗販売は1,998百万円（前年同期比4.8%増）、卸販売他は2,001百万円（前年同期比33.1%増）、海外は581百万円（前年同期比3.6%減）となりました。

営業損益

損益面では、ダイエットサプリメント「カロリミット」のTVCMの実施等によりマーケティング費用が大幅に増えたものの、増収効果により、営業利益は911百万円（前年同期比46.0%増）となりました。

③ その他

売上高

その他の売上高は4,986百万円（前年同期比8.1%減）となりました。

	平成22年3月期 前第3四半期連結会計期間 (旧基準)	平成23年3月期 当第3四半期連結会計期間	伸び率 (%)
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	
発芽米事業	861	757	△12.1
青汁事業	987	921	△6.7
いいもの王国通販事業	2,348	2,345	△0.1
その他の事業	1,227	961	△21.7
合計	5,425	4,986	△8.1

・発芽米事業

通販チャネルの販売不調により、売上高は757百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

・青汁事業

主力の「ケールまるごと搾り」が好調に推移したものの、「ビューティグリーン」が前年同期において新発売効果により好調だった反動による減収が影響し、売上高は921百万円（前年同期比6.7%減）となりました。

・いいもの王国通販事業

季節商材の販売が堅調で、売上高は前年並みの2,345百万円（前年同期比0.1%減）を確保いたしました。

・その他の事業

前年同期に肌着の特別セールを実施していたことによる減収が影響し、売上高は961百万円（前年同期比21.7%減）となりました。

営業損益

損益面では、青汁事業の採算性向上などにより、営業利益は23百万円（前年同期比54.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は23,840百万円となり、第2四半期連結会計期間末より2,958百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果得られた資金は462百万円（前年同四半期連結会計期間は2,515百万円の収入）となりました。この内訳の主なものは、税金等調整前四半期純利益2,967百万円、減価償却費763百万円などによる増加と、法人税等の支払額1,288百万円、賞与引当金の減少額524百万円、売上債権の増加額797百万円、たな卸資産の増加額564百万円などによる減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は2,311百万円（前年同四半期連結会計期間は2,042百万円の支出）となりました。この内訳の主なものは、有価証券の売却及び償還による収入3,499百万円などによる増加と、有価証券の取得による支出3,997百万円、関係会社出資金の払込による支出600百万円、有形固定資産の取得による支出593百万円、無形固定資産の取得による支出518百万円などによる減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は1,101百万円（前年同四半期連結会計期間は2,256百万円の支出）となりました。この内訳の主なものは、配当金の支払額1,082百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量の買付であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

イ 経営理念及び経営の基本方針について

当社は、以下の理念を経営の根幹とし、これを判断の拠り所としております。

- ・「もっと何かできるはず」
- ・世の中の「不」の解消を目指し、安心・安全・やさしさを追求します。
- ・常にお客様の視点に立ち、「お客様に喜んでいただくこと」を全ての基準とします。

こうした理念の下、常識にとらわれない感性と独創性をもって「不」の解消に挑戦し、無添加化粧品をはじめとして、新しい市場と価値を創造してまいりました。当社は「<美>と<健康>をテーマに「不」のつく事柄を解消する仕組みづくり」を経営の基本方針としており、これからも新しい「不」の解消ビジネスに積極的に取り組むことが企業価値を高め、ひいては株主の皆様の長期的な利益に繋がるものと考えております。

ロ 企業価値の源泉について

当社は、長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。基盤の拡大を図るために、販売チャネルおよび取扱製品の拡充のほか、お客様に製品の新鮮さを訴えるための製造年月日表示の実施、留守でも製品を受け取れる「置き場所指定サービス」や返品・交換の無期限保証制度の導入など、お客様の目線に立って業務を推進してきております。

お客様視点に立ち、お客様が期待している以上の新しい価値を創造して提供し続けることにより、お客様との長期的な信頼関係が構築され、ひいては企業価値の向上に繋がるものと考えております。

ハ 中期経営計画に基づく取組み

当社では、平成21年3月期を初年度とする中期3ヵ年経営計画に取り組んでおりますが、「グローバル・プレミアム・ブランド」実現へ向けた新たな戦略策定を進めております。

ニ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、経営の意思決定に対する監査の実効性向上のため、取締役会をはじめ、経営会議などその他の重要な会議にも出席して適宜意見を述べております。また、経営トップとも定期的に意見交換の場を持ち、公正な経営監視体制をとっております。

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社および子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。

経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年5月20日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年6月19日の第30期定時株主総会において、株主の皆様の本プランの継続のご承認をいただきました。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

なお、本プランの具体的内容（前記①ないし③の具体的内容を含みます。）は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fancl.co.jp/corporate/ir/>）に掲載しておりますので、そちらをご参照願います。

④ 前記③の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様意思に基づくこととなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっては、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権ならびにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益確保に必要な範囲内の対抗措置であると考えます。

さらに、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い有識者3名により構成されており、かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記③の取組みは前記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでない判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発関連費用の総額は399百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において、当企業集団の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間において、新たに経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。また、経営戦略の現状と見通しにつきましても、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて153百万円増加し、93,291百万円となりました。この主な要因は、流動資産の減少1,525百万円および固定資産の増加1,678百万円であります。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金の減少3,860百万円、受取手形及び売掛金の増加797百万円、有価証券の増加1,401百万円、たな卸資産の増加564百万円であります。固定資産の増加の主な要因は、投資有価証券の増加870百万円、非連結子会社の設立等による投資その他の資産の「その他」の増加604百万円であります。

負債は、第2四半期連結会計期間末に比べて949百万円減少し、14,728百万円となりました。この主な要因は、流動負債の減少998百万円および固定負債の増加49百万円であります。流動負債の減少の主な要因は、支払手形及び買掛金の減少245百万円、未払法人税等の減少343百万円、賞与引当金の減少524百万円であります。固定負債の増加の主な要因は退職給付引当金の増加であります。

純資産は、第2四半期連結会計期間末に比べて1,102百万円増加し、78,563百万円となりました。この主な要因は、四半期純利益の計上による増加1,781百万円であります。

この結果、自己資本比率は第2四半期連結会計期間末と比べて1.1ポイント増加し、83.8%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当企業集団は、平成21年3月期を初年度とする中期3ヵ年経営計画（平成21年3月期～平成23年3月期）に取り組んでおります。長期的・持続的な利益成長を図っていくためには、お客様基盤の強化が最重要課題であると認識しております。お客様の視点に立ち、製品・サービスなどすべての面で、お客様が期待している以上の新しい価値を創造し提供し続け、お客様との長期的な信頼関係の構築に注力することが、企業価値の向上に繋がるものと考えております。今後も国内での成長性・収益性を高めるとともに、アジアを中心に広く展開し、世界で支持される「グローバル・プレミアム・ブランド」を目指してまいります。

なお、具体的な内容につきましては、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」をご参照願います。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	233,838,000
計	233,838,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,176,600	65,176,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100 株であります。
計	65,176,600	65,176,600	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年6月17日) 取締役会の決議日(平成18年8月10日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,775(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	477,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,670
新株予約権の行使期間	平成20年8月11日～ 平成23年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,951 資本組入額 976
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社および関係会社の間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合には、この限りではない。 ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成18年11月15日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	100(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月2日～ 平成48年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,549 資本組入額 775
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成19年11月12日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	352(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成19年12月4日～ 平成49年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,221 資本組入額 611
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成20年11月14日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	540(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成20年12月2日～ 平成50年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,021 資本組入額 511
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成21年11月12日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	386(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年12月2日～ 平成51年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,537 資本組入額 769
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
 - (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
 - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
 - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

取締役会の決議日(平成22年11月15日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	733(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年12月2日～ 平成52年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 895 資本組入額 448
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役または執行役員に在任中は行使することができず、取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。 ・新株予約権者は、当社から割当を受けた本新株予約権および本新株予約権と同様に退任時報酬としての性質を有する株式報酬型ストック・オプションの全部を一括して行使することを要する。 ・新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 ・取締役および執行役員の地位の喪失が解任による場合には、新株予約権者およびその相続人は、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権の目的となる株式の数(以下、付与株式数)を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1ただし書に準じて決定します。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとします。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編成対象会社の承認を要するものとします。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	65,176,600	—	10,795	—	11,706

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 240,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,546,400	645,464	—
単元未満株式	普通株式 389,700	—	—
発行済株式総数	65,176,600	—	—
総株主の議決権	—	645,464	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)および60株、失念株式が100株(議決権1個)および20株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ファンケル	横浜市中区 山下町89番地1	240,500	—	240,500	0.37
計	—	240,500	—	240,500	0.37

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記 ①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,805	1,669	1,318	1,358	1,417	1,440	1,353	1,251	1,242
最低(円)	1,643	1,194	1,189	1,222	1,267	1,305	1,225	1,095	1,143

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,432	19,505
受取手形及び売掛金	10,625	10,240
有価証券	11,407	10,005
商品及び製品	3,246	3,048
仕掛品	27	40
原材料及び貯蔵品	3,082	3,103
その他	2,266	2,316
貸倒引当金	△250	△233
流動資産合計	46,837	48,027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,916	22,331
減価償却累計額及び減損損失累計額	△12,486	△11,719
建物及び構築物（純額）	10,430	10,612
機械装置及び運搬具	5,694	5,491
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,659	△4,421
機械装置及び運搬具（純額）	1,035	1,069
工具、器具及び備品	6,180	6,011
減価償却累計額及び減損損失累計額	△5,148	△5,099
工具、器具及び備品（純額）	1,032	911
土地	※3 10,903	※3 10,971
リース資産	286	263
減価償却累計額及び減損損失累計額	△163	△115
リース資産（純額）	122	148
その他	86	83
有形固定資産合計	23,610	23,797
無形固定資産		
のれん	426	511
その他	3,088	2,602
無形固定資産合計	3,514	3,114
投資その他の資産		
投資有価証券	12,444	11,928
その他	※2 6,884	※2 6,116
投資その他の資産合計	19,329	18,044
固定資産合計	46,453	44,956
資産合計	93,291	92,983

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,331	3,357
未払法人税等	989	2,314
賞与引当金	501	1,050
ポイント引当金	1,387	1,352
資産除去債務	7	—
その他	5,299	4,690
流動負債合計	11,516	12,765
固定負債		
退職給付引当金	2,120	1,946
役員退職慰労引当金	95	80
資産除去債務	478	—
その他	518	595
固定負債合計	3,211	2,622
負債合計	14,728	15,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,795	10,795
資本剰余金	11,706	11,706
利益剰余金	55,978	55,065
自己株式	△306	△336
株主資本合計	78,173	77,230
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	10
為替換算調整勘定	—	△103
評価・換算差額等合計	12	△93
新株予約権	377	342
少数株主持分	—	116
純資産合計	78,563	77,596
負債純資産合計	93,291	92,983

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	76,662	71,885
売上原価	25,489	24,396
売上総利益	51,172	47,489
販売費及び一般管理費	※ 44,460	※ 41,937
営業利益	6,712	5,551
営業外収益		
受取利息	71	62
受取配当金	13	19
雑収入	191	84
営業外収益合計	277	165
営業外費用		
支払利息	8	—
持分法による投資損失	—	188
為替差損	83	53
貸倒引当金繰入額	80	—
雑損失	55	31
営業外費用合計	229	274
経常利益	6,760	5,443
特別利益		
固定資産売却益	0	4
投資有価証券売却益	0	—
貸倒引当金戻入額	1	—
補助金収入	—	15
負ののれん発生益	—	51
その他	0	1
特別利益合計	2	72
特別損失		
固定資産売却損	2	19
固定資産除却損	18	20
減損損失	14	54
店舗閉鎖損失	32	75
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	309
その他	21	83
特別損失合計	88	563
税金等調整前四半期純利益	6,674	4,951
法人税、住民税及び事業税	2,957	2,018
法人税等調整額	△60	176
法人税等合計	2,896	2,194
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,757
少数株主利益又は少数株主損失(△)	712	△1
四半期純利益	3,064	2,758

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	28,978	26,109
売上原価	8,786	8,505
売上総利益	20,192	17,603
販売費及び一般管理費	* 16,606	* 14,640
営業利益	3,585	2,963
営業外収益		
受取利息	23	18
受取配当金	1	0
雑収入	106	24
営業外収益合計	132	43
営業外費用		
支払利息	4	—
為替差損	35	15
貸倒引当金繰入額	5	—
雑損失	16	8
営業外費用合計	60	24
経常利益	3,657	2,982
特別利益		
固定資産売却益	0	3
貸倒引当金戻入額	0	—
補助金収入	—	15
負ののれん発生益	—	51
その他	—	0
特別利益合計	0	70
特別損失		
固定資産売却損	—	19
固定資産除却損	5	7
減損損失	—	41
店舗閉鎖損失	10	12
その他	14	5
特別損失合計	30	86
税金等調整前四半期純利益	3,628	2,967
法人税、住民税及び事業税	1,294	897
法人税等調整額	102	288
法人税等合計	1,396	1,185
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,781
少数株主利益	709	—
四半期純利益	1,522	1,781

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	6,674	4,951
減価償却費	2,365	2,179
減損損失	14	54
株式報酬費用	54	65
のれん償却額	529	85
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	90	14
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△547	△548
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	37	35
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	81	173
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11	14
受取利息及び受取配当金	△85	△81
支払利息	8	—
為替差損益 (△は益)	△72	60
持分法による投資損益 (△は益)	—	188
投資有価証券評価損益 (△は益)	6	5
固定資産売却損益 (△は益)	1	15
固定資産除却損	18	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	309
売上債権の増減額 (△は増加)	△367	△384
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△56	△163
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△4	△228
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	—	△209
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,095	△26
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	504	589
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	△98	△51
その他	24	68
小計	10,288	7,139
利息及び配当金の受取額	59	78
利息の支払額	△8	—
法人税等の支払額	△3,065	△3,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,274	3,648

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	1,500	1,000
有価証券の取得による支出	△4,496	△5,995
有価証券の売却及び償還による収入	4,997	5,499
有形固定資産の取得による支出	△985	△1,258
有形固定資産の売却による収入	28	65
無形固定資産の取得による支出	△482	△1,085
投資有価証券の取得による支出	△1,014	—
投資有価証券の売却及び償還による収入	506	0
関係会社出資金の払込による支出	—	△600
関係会社株式の取得による支出	△529	△172
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,210	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	178	—
貸付けによる支出	△161	△95
貸付金の回収による収入	37	13
その他の支出	△265	△101
その他の収入	113	203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,783	△2,526
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	408	—
短期借入金の返済による支出	△473	—
長期借入金の返済による支出	△155	—
社債の償還による支出	△180	—
自己株式の処分による収入	4,140	0
自己株式の取得による支出	△1	△0
配当金の支払額	△2,054	△2,185
少数株主への配当金の支払額	△1,159	—
その他	△54	△55
財務活動によるキャッシュ・フロー	469	△2,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	200	△50
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,161	△1,170
現金及び現金同等物の期首残高	26,732	25,010
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 32,894	* 23,840

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 持分法の範囲に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>Fantastic Natural Cosmetics LimitedおよびFantastic Natural Cosmetics (China) Limitedは、当第3四半期連結会計期間において当社が当該2社に対して財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこととなったため、当第3四半期連結会計期間開始日より、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>なお、具体的な内容につきましては、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 2 その他」をご参照願います。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数</p> <p>持分法適用関連会社はありません。</p>
2. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項の変更	<p>第2四半期連結会計期間まで持分法適用の範囲に含めておりましたFantastic Natural Cosmetics Limitedは、従来、決算日が3月31日でしたが、第1四半期連結会計期間より決算日を12月31日に変更しております。従って、第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表作成にあたっては3月31日現在の財務諸表を、第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表作成にあたっては6月30日現在の財務諸表をそれぞれ使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引について調整を行っております。なお、上記「1. 持分法の範囲に関する事項の変更」に記載のとおり、Fantastic Natural Cosmetics Limitedは、当第3四半期連結会計期間開始日より、持分法適用の範囲から除外しております。</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。</p> <p>これによる当第3四半期連結累計期間の経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ26百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は335百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は464百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第3四半期連結会計期間において、「投資その他の資産」として一括表示しておりました「投資有価証券」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の「投資その他の資産」に含まれる「投資有価証券」は2,388百万円であります。
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県および㈱商工組合中央金庫からの借入金1,579百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。	1 偶発債務 流山工業団地協同組合の千葉県および㈱商工組合中央金庫からの借入金1,698百万円について、同組合の他の組合員企業15社とともに連帯保証しております。
※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産「その他」 354百万円	※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産「その他」 360百万円
※3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173百万円であり、四半期連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。	※3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、土地173百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 6,702百万円	広告宣伝費 6,750百万円
販売促進費 8,816百万円	販売促進費 8,635百万円
荷造運搬費 2,959百万円	荷造運搬費 2,809百万円
販売手数料 4,593百万円	販売手数料 3,781百万円
給料及び手当 7,859百万円	給料及び手当 7,433百万円
賞与引当金繰入額 401百万円	賞与引当金繰入額 389百万円
退職給付費用 481百万円	退職給付費用 456百万円
役員退職慰労引当金繰入額 15百万円	役員退職慰労引当金繰入額 14百万円
貸倒引当金繰入額 75百万円	貸倒引当金繰入額 98百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
広告宣伝費 2,284百万円	広告宣伝費 2,366百万円
販売促進費 3,350百万円	販売促進費 3,220百万円
荷造運搬費 1,054百万円	荷造運搬費 1,026百万円
販売手数料 2,005百万円	販売手数料 1,302百万円
給料及び手当 3,462百万円	給料及び手当 2,991百万円
賞与引当金繰入額 401百万円	賞与引当金繰入額 389百万円
退職給付費用 174百万円	退職給付費用 145百万円
役員退職慰労引当金繰入額 4百万円	役員退職慰労引当金繰入額 4百万円
貸倒引当金繰入額 17百万円	貸倒引当金繰入額 55百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成21年12月31日現在)	(平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 26,389百万円	現金及び預金勘定 16,432百万円
有価証券勘定 9,003百万円	有価証券勘定 11,407百万円
計 35,393百万円	計 27,839百万円
預入期間が3ヶ月を超える有価証券 △2,498百万円	預入期間が3ヶ月を超える有価証券 △3,999百万円
現金及び現金同等物 32,894百万円	現金及び現金同等物 23,840百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,176,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 240,681株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	377

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金
平成22年11月10日 取締役会	普通株式	1,103	17	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	15,228	8,320	5,429	28,978	—	28,978
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	15,228	8,320	5,429	28,978	—	28,978
営業利益	3,088	792	16	3,897	(312)	3,585

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……………各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業……………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業他

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	化粧品 関連事業 (百万円)	栄養補助食品 関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	40,140	21,848	14,672	76,662	—	76,662
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	40,140	21,848	14,672	76,662	—	76,662
営業利益又は営業損失(△)	6,159	2,128	△381	7,907	(1,195)	6,712

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

(1) 化粧品関連事業……………各種化粧品の通信販売・店舗販売・卸販売

(2) 栄養補助食品関連事業…各種栄養補助食品の通信販売・店舗販売・卸販売

(3) その他事業……………雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業他

3 セグメント別資産の著しい金額の変動

第2四半期連結会計期間においてFantastic Natural Cosmetics Limited およびその連結子会社1社ならびにFantastic Natural Cosmetics (China) Limited およびその連結子会社2社を連結の範囲に含めたことにより、前連結会計年度末に比べて資産が著しく増加しております。その主な要因はのれんであり、化粧品関連事業6,376百万円、栄養補助食品関連事業3,164百万円、その他事業12百万円それぞれ増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	24,054	4,924	28,978	—	28,978
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,857	—	1,857	(1,857)	—
計	25,911	4,924	30,836	(1,857)	28,978
営業利益	3,044	828	3,872	(286)	3,585

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

アジア……………中国(香港含む)、シンガポール

3 従来、本邦の売上高が全セグメントの売上高合計額に対し90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しておりました。しかし、第2四半期連結会計期間末に連結範囲に含めた在外子会社の業績が第3四半期連結会計期間より含まれたことにより、本邦以外のセグメントの重要性が高まったため、所在地別セグメント情報を開示しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	68,242	8,419	76,662	—	76,662
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,574	—	4,574	(4,574)	—
計	72,816	8,419	81,236	(4,574)	76,662
営業利益	6,289	1,115	7,404	(692)	6,712

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国または地域

アジア……………中国(香港含む)、シンガポール

3 従来、本邦の売上高が全セグメントの売上高合計額に対し90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しておりました。しかし、第2四半期連結累計期間末に連結範囲に含めた在外子会社の業績が第3四半期連結累計期間より含まれたことにより、本邦以外のセグメントの重要性が高まったため、所在地別セグメント情報を開示しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	4,913	11	4,924
II 連結売上高(百万円)	—	—	28,978
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.0	0.0	17.0

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国または地域
 (1) アジア……………中国(香港含む)、シンガポール、台湾
 (2) その他の地域……米国
 3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。
 4 従来、海外売上高は連結売上高の10%未満であったため記載を省略しておりましたが、第3四半期連結会計期間より重要性が増したため、海外売上高を開示しております。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	8,327	92	8,419
II 連結売上高(百万円)	—	—	76,662
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.9	0.1	11.0

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国または地域
 (1) アジア……………中国(香港含む)、シンガポール、台湾
 (2) その他の地域……米国
 3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。
 4 従来、海外売上高は連結売上高の10%未満であったため記載を省略しておりましたが、第3四半期連結累計期間より重要性が増したため、海外売上高を開示しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。なお、従来開示しておりましたセグメント情報の事業の種類による区分方法および測定方法は、マネジメント・アプローチによるセグメントの区分方法および測定方法と同一であります。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当企業集団の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当企業集団は、化粧品および栄養補助食品の製造販売を主とした多岐にわたる事業を営んでおります。当社および当社の連結子会社には、単一製品の製造に従事する会社だけでなく複数製品の製造販売を営んでいる会社もあり、当企業集団としては取り扱う製品ごとに国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当企業集団は取り扱う製品を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「化粧品関連事業」および「栄養補助食品関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「化粧品関連事業」は、化粧品の製造販売およびOEM供給を行っております。「栄養補助食品関連事業」は、栄養補助食品の製造販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	36,749	21,205	57,955	13,930	71,885	—	71,885
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	36,749	21,205	57,955	13,930	71,885	—	71,885
セグメント利益又は損失(△)	5,460	1,697	7,158	△335	6,822	△1,271	5,551

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△1,271百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等にかかる費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	化粧品 関連事業	栄養 補助食品 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	12,992	8,129	21,122	4,986	26,109	—	26,109
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	12,992	8,129	21,122	4,986	26,109	—	26,109
セグメント利益	2,422	911	3,333	23	3,357	△394	2,963

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、雑貨・装身具類・肌着類・健康器具・家庭用雑貨の通信販売、発芽米事業、青汁事業、エステ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△394百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれており、その主なものは、報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等にかかる費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結会計期間において、閉店の意思決定を行った店舗設備および除却予定の工場設備について該当資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。この減損損失に関する報告セグメントごとの情報は重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当社は、当社連結子会社である株式会社シャローネの株式を買い増し、完全子会社化いたしました。当該事象により負ののれん発生益を計上しておりますが、報告セグメントごとの情報は重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額および科目名
販売費及び一般管理費 65百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年第8回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
株式の種類別ストック・オプション付与数(注)	普通株式 73,300株
付与日	平成22年12月1日
権利確定条件	取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失すること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年12月2日から平成52年12月1日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	894

(注) 株式数に換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,204.04円	1株当たり純資産額	1,188.32円

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	49.03円	1株当たり四半期純利益金額	42.48円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	48.93円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	42.38円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	3,064	2,758
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,064	2,758
普通株式の期中平均株式数(株)	62,505,721	64,929,876
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	130,939	159,716
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	23.45円	1株当たり四半期純利益金額	27.44円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23.40円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	27.36円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,522	1,781
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,522	1,781
普通株式の期中平均株式数(株)	64,910,471	64,935,971
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	131,237	175,117
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

1 第31期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月10日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 1,103百万円
- ② 1株当たりの金額 17円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月6日

2 当社は、当社の販売代理店であるFantastic Natural Cosmetics LimitedおよびFantastic Natural Cosmetics (China) Limited(以下、「当該2社」という)における当社以外の唯一の実質株主であるChan Chi Ming, Christopher氏(当該2社の代表者)およびMa Mok Lan氏との間で、当該2社との関係について協議を続けてまいりましたが、当第3四半期連結会計期間において、同氏らが発行済株式総数の100%を実質的に保有するEASE VENTURES LIMITEDから香港・マカオおよび中国以外のアジア地域における独占の販売代理店契約の有効性を巡って当社が仲裁を申し立てられるなど、当社と同氏らとの関係悪化が深刻化し、当社が当該2社に対して財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないこととなったため、当第3四半期連結会計期間開始日より当該2社を持分法適用の範囲から除外しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 正 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

※2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータは含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

株式会社ファンケル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 正 典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンケルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンケル及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

※2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータは含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【会社名】	株式会社ファンケル
【英訳名】	FANCL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 成松 義文
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	横浜市中区山下町89番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員の成松義文は、当社の第31期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。